

令和9年度 愛川町放課後児童クラブ利用案内

必ずお目通しください！

申請書等はここからダウンロードできます



愛川町教育委員会生涯学習課

この入所案内には、愛川町放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」といいます。)の入所及び利用に関する重要な事項が記載されています。入所申し込みにあたっては、本冊子の内容をご確認いただき、入所後も大切に保管してください。

★ 重要(必ずお読みください！) ★

- お子さんの健康状況や生活の様子をおたずねしますので、代理の方や郵送での申請はできません。
- 必要書類がすべて揃わない場合は、申請書の受理はできません。
- 書類に不備があった場合は、一度すべての書類をお返しし、再度提出をお願いすることとなります。
- 特に、就労証明書について、指定様式以外では受付できませんのでご注意ください。
- 申請時点で過去の育成料に未納がある場合は、納付確認後に審査を行います。
- 入所申請書には、入所希望日時点の内容を記入してください(記入日時点ではありません)。
- 記入は黒いボールペンを使用してください。消せるボールペンや鉛筆で記入された書類は受理できません。訂正する場合は二重線で訂正してください(修正テープ・修正液は使用不可)。
- 申請書受理後も、生涯学習課から保護者の方や就労先へ、申請の内容について確認させていただく場合があります。
- 児童クラブの状況等によっては、申請いただいても入所をお待ちいただく場合があります。

申請書等の提出先(受付場所)・問合せ先

教育委員会生涯学習課(役場庁舎3階) 046-285-6959(直通)

● 入所申請の受付期間等について

先着順ではありません!! 書類に不備のないようお願いします!

① 令和9年4月から入所(新規・継続)を希望する方

申請受付締め切り 令和8年11月27日(金) 17時まで ※先着順ではありません。

入所審査結果 令和9年2月上旬頃に通知いたします。

	受付時間	備考
通常窓口	平日 午前8時30分～午後5時15分	土曜・日曜・祝日は、受付できません。
臨時窓口	令和8年11月15日(日) 午前8時30分～午後5時00分	臨時窓口はこの1回のみです。平日に来られない方はこの日にお越しください。

② 令和9年度の途中から入所を希望する方

年度途中からの入所申請については、随時、受付いたします。

受付期限:入所希望日の2週間前まで

③ 長期休業中の入所を希望する方

長期休暇中は、保護者の送迎を条件として、定員に達していない他小学校内の児童クラブの利用が可能です。

【夏休み】 受付期間:令和9年6月1日(火)～11日(金)

入所期間:令和9年7月中旬(給食終了日以降)～8月31日(火)

【冬休み】 受付期間:令和9年11月5日(金)～19日(金)

入所期間:令和9年12月中旬(給食終了日以降)～令和10年1月6日(木)

【春休み】 受付期間:令和10年2月4日(金)～18日(金)

入所期間:令和10年3月中旬(給食終了日以降)～3月31日(金)

1. 放課後児童クラブの概要について

愛川町では、保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間、家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、授業終了後等に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的に、町内各小学校内に「放課後児童クラブ」を開設しています。

(1) 開所期間・開所日・開所時間について

児童クラブの開所期間・開所日・開所時間は、次のとおりです

開所期間	開所日	開所時間
令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	月曜日～金曜日	授業終了後～午後6時30分
	土曜日及び長期休業時	午前8時30分～午後6時30分
	早朝育成(土曜日及び長期休業時)	午前8時00分～午前8時30分

(2) 児童クラブ休所日について

日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)、夏休み期間中のお盆休みなど

(3) 活動の内容について

児童クラブでは、集団生活を通して基本的な生活習慣や生活態度を養うようにすること、遊びを通して自主性、社会性及び創造性を養うようにすること、その他児童の健全育成に必要な指導を行います。なお、児童クラブでは、「勉強時間」を設けていますが、学校や塾とは異なり、学習指導は行っておりません。

2. 入所の要件について

(1) 入所対象児童の要件

次の要件をいずれも満たす児童が、入所の対象者となります。

- 愛川町に住所を有し、小学校に就学している児童(愛川町へ転入予定の児童も申請可能)
- 保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間、家庭において適切な保護が受けられないと認められる家庭の児童

(2) 保護者の就労等の要件

① 就労(内定を含む)による児童クラブの利用の要件

同居している成人(「父母」、「祖父母」、「おじ・おば」、「兄弟姉妹」、「内縁の妻・夫」など18歳以上60歳未満の方)すべての方が就労している。

- 通年入所の場合の就労条件(4月から入所または、年度途中入所の場合)
勤務終了時間が午後3時以降であることと、日曜日を除いた週3日以上勤務であること。
- 長期休業時のみ入所の場合の就労条件
日曜日を除いた週3日以上勤務であること。

② 就労以外の理由による児童クラブの利用の要件

保護者が就労しておらず、下記のいずれかの状況に該当し、日常の養育が困難であると認められる場合は、入所申請が可能です。

- 保護者の疾病や同居の親族等の介護等が必要な場合
診断書等に基づき教育委員会が入所期間を決定します
- 保護者が求職中の場合
2か月間、当該年度1回まで入所できます。
なお、この間に就労証明書を提出できなかった場合は退所していただくことになります。
- 出産の場合
出産月とその前後2か月の計5か月の間、入所できます。
- 育児休暇中の場合
入所承認期間は育児休暇期間の初日が属する月の月末まで。それ以降は退所となります。

- 復職に伴う入所申請があった場合
復職の日の属する月の初日から入所を承認します。
- 児童が第1学年の場合で、1学期中に復職することが明らかな場合
4月からの入所承認を行います。

3. 育成料等について

(1) 利用にかかる費用

種類	金額	備考
育成料	4,000 円(月額)	利用月の月末までに納付書払いまたは口座振替での支払い
おやつ代	2,000 円(月額)	利用月の前月までに児童クラブへ現金で支払い ※食物アレルギーまたは、宗教上の理由のある児童については、「おやつ持参」も可能です。
早朝育成料	100 円(1 回)	利用月の翌月に 1 か月間の利用分を納付書払いまたは口座振替で支払い
傷害保険料	810 円(年額)	入所手続き時に窓口にて現金で支払い

※ 育成料・おやつ代は、欠席に応じた日割り計算は行いません。

(2) 育成料の減免制度

① 減免の対象

次に該当する場合は、「育成料減免申請書」と対象となる各証明書をあわせて提出してください。

減免の対象	必要書類(各証明書)	減免額
生活保護世帯	「生活保護受給者証」の写し	全額免除
町民税非課税世帯	「非課税証明書」(世帯全員分)または「同意書」	半額免除

② 申請方法

- 必要書類を揃え、教育委員会生涯学習課で手続きください。
- 減免の対象であっても、申請者が減免申請書を提出しないと減免されません。また、さかのぼって減額することはできません。
- 「同意書」を提出した場合は、町民税非課税世帯(世帯全員分)であることの確認をさせていただきます。

③ 減免理由の消滅または減免理由の変更

- 減免を受けた方が、減免理由に該当しなくなった場合や、減免理由・世帯構成等が変更になった場合には、速やかに教育委員会生涯学習課へご連絡ください。

4. 申請に必要な書類について

(1) 申請に必要な書類

教育委員会生涯学習課にて配布いたします。愛川町 HP からダウンロードできます。

提出書類	提出数	備考
入所申請書	児童 1 名につき 1 枚	祖父母等が同居している場合は、「同居の家族」欄に必ず記入してください。
児童個別票	児童 1 名につき 1 枚	障がいや、発達で気になる点がある場合は、状況や必要な配慮について必ず記入してください。
就労(内定)証明書	兄弟姉妹で同時に申請する場合は、兄弟姉妹で1枚	「4-(2)就労証明書等の作成・提出」を参照

提出書類	提出数	備考
療養状況申告書	兄弟姉妹で同時に申請する場合は、兄弟姉妹で1枚	医師の診断書・身体障がい者手帳の写しを添付して提出
早朝育成利用申請書	児童1名につき1枚	利用希望者のみ提出
育成料減免申請書	児童1名につき1枚	「3-(2)育成料の減免制度」を参照
同意書	児童1名につき1枚	「非課税証明書」未提出の場合のみ提出
育成料支払い方法調査票	児童1名につき1枚	

(2) 就労証明書等必要書類の作成・提出について

① 就労証明書について

- 就労証明書は、雇用主(代表者)が、被雇用者(保護者)の就労等の状況を証明するものです。
- 就労証明書の作成は、必ず指定用紙「就労証明書(愛川町放課後児童クラブ入所申請用)」を使用してください。

② 就労証明書に関する注意事項

- 支店・営業所等に勤務の場合は、支店・営業所等の責任者の氏名・連絡先の署名でも可能です。
- 自営業の場合は、事業主が証明してください。
- 各証明事項について、漏れのないように記入または該当事項を○で囲んでください。
※ 虚偽の証明は無効です。
- 訂正が必要なときは、二重線で訂正してください。
※ 修正液等での訂正は認められません。
- 雇用形態が派遣の場合の証明者は、派遣元・派遣先のどちらでも構いません。
- 平均就労日数欄で、月の日数は、「週の日数×4 週」を記入してください。
- 証明内容の照会をさせていただく場合があります。

③ 就労以外の必要提出書類について

入所を希望する理由	提出書類
保護者が疾病や障がいのため保育できない	療養状況申告書・医師診断書・身体障がい者手帳等の写し
学校へ通学している	学生証または在学証明書の写し(在籍期間の記載があるもの)
看護・介護をしている	看護・介護が必要な方の医師の診断書、身体障がい者手帳等の写し
妊娠中・産休中のため	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されているページ)
仕事を探している	求職申告書

【注意】 必要書類がすべて揃わない場合は、申請書の受理ができません。

※ 同居の方で、年齢が18歳の方は、申請時現在の就労(内定)証明書または学生証等の写しが必須になりますので、忘れずにご用意ください。また、新しく就労・進学されましたら、就労先または進学先での証明書等をすみやかに提出してください。

5. 入所の承認等について

(1) 入所の承認について

- 締め切り日までに申請書を提出した方に対して、学年、家庭状況、保護者の就労状況等、審査を行ったうえで結果を通知します。
- 入所審査による承認は、先着順ではありません。入所の優先順位が高い児童(低学年)から順次承認します。

- 学年が同じ場合には、ひとり親家庭や勤務状況などを基に審査いたします。
- 兄弟姉妹での入所申請、前年度からの継続利用などという事由で入所が優先されることはありません。
- クラブを利用したことのある児童(兄・姉を含む)の保護者で、育成料等の滞納を続けている(続けている)場合は、優先順位を下げるなどの措置を取る場合があります。
- 障がい、発達に気になる点がある場合については、個別票に状況や必要な配慮について、必ずご記入ください。

(2) 入所の審査の結果(承認・保留)について

- 入所承認となった場合は、申請者あてに「入所承認通知書」を郵送します。通知書に記載された期日までに、教育委員会生涯学習課(町役場3階)にて、入所の手続きを行ってください。

【入所手続き時にご用意いただくもの】

- おやつ代(入所初月分;2,000 円) ・保険料(1年間分;810 円) ・利用予定表(入所初月分)
- 食物アレルギーに関する同意書(該当者のみ)
- 入所保留となった場合は、申請者あてに「入所保留通知書」を郵送します。
状況に応じて優先順位の高い児童から随時入所承認を行います。

(3) 入所の承認取り消しについて

次の事項に該当する場合は、入所承認を取り消す場合があります。

- 対象児童としての要件を欠くに至ったとき。
- 正当な理由によらず欠席が多いとき。
- 育成料(早朝育成料含む)の滞納が多いとき。
- 放課後児童クラブの運営上支障があると認められるとき。

6. 児童クラブの利用にあたって

(1) お預かりの基本的な考え方

- 保護者または同居している60歳未満の成人の方が在宅している場合は、家族のふれあいという青少年健全育成の観点から、お子様をお預かりすることはできません。
- お預かりする時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間とし、原則、事前に届け出された理由以外の私的な用事等によるお預かりはできません。
- 学校の休業日(土曜日や長期休業中など)や給食のない日には、必ずお弁当・水筒を持たせてください。

(2) 児童の送迎について

- 必ず午後6時30分までにお迎えをお願いします。
- 児童のお迎えは、原則『保護者』が行ってください。
- 保護者の責任のもと、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前に児童クラブへ申し出てください。申し出がない場合は、児童をお引き渡しすることができません。
- 土曜日及び長期休業中は、必ず保護者が児童クラブの玄関まで児童を送迎してください。

(3) 児童クラブの欠席および早帰り(早退)について

- 出席予定が変更し、欠席・早退する場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。
- 指導員がいない時間帯は、留守番電話にメッセージを入れてください。
- 事前にわかっている場合は、連絡ノートでも構いません。
- 学校を欠席・早退する場合には、学校とは別に、児童クラブにも必ず連絡をしてください。

(4) クラブ活動等参加について

- 「クラブ活動等参加届」の提出をお願いします。
- 放課後児童クラブとクラブ活動場所との往復については、指導員の付き添いは行いませんので、児童がひとりで移動することになります。

- 放課後児童クラブとクラブ活動場所との往復の移動の際に発生した事故については、加入する児童クラブ共済制度(傷害保険)の給付対象とはなりません。
- 日時の変更等、届出の内容に変更が生じた場合は、必ず事前に放課後児童クラブに連絡してください。
- 放課後児童クラブ利用時間や夏休み中の利用については、常に指導員と連絡をとるようお願いします。
- 教育委員会主催の放課後の学習活動に参加する場合も同様に参加届の提出をお願いします。

(5) 感染症などの対応について

① 出席停止となる感染症について

- 学校保健安全法に基づき、学校への出席停止となる感染症にかかった場合は、児童クラブも利用できません。

★ 対象となる疾病 ★ ・百日咳 ・麻疹(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
 ・風疹(三日はしか) ・結核 ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱)
 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・流行性結膜炎(はやり目) など

② インフルエンザ等による学級閉鎖等について

- 学年・学級閉鎖となったクラスの児童は、感染症拡大防止のため、期間中は体調不良の有無にかかわらず児童クラブの利用が出来ません。

③ 運動会や土曜授業の振替休日の場合

- 児童クラブは、開所します。午前8時30分から午後6時30分まで(早朝育成:午前8時から)
- 土曜日や長期休業中と同じです。必ずお弁当と水筒を持たせてください。

7. 災害発生時の対応について

台風などにより、学校が臨時休業になった場合の対応は次のとおりです。

学校の対応		児童クラブの対応
臨時休業になった場合		休 所
授業途中で休業になった場合	① 保護者に迎えに来てもらうと判断した場合	休 所 ※学校で児童の引き渡しを行います。
	② 児童を下校させると判断した場合	開 所 ※この場合、給食を食べたあと下校させるのが基本ですが、給食がない場合は保護者へ連絡します。
土曜日、長期休業中の場合		台風の状況に応じて教育委員会が開所・休所を決定します。 ※ 休所する場合は保護者へ連絡します。

8. 入所後の変更事項発生時の各種手続きについて

発 生 事 由	必 要 な 手 続 き
1ヶ月の全日数を欠席する場合 (例)「7月1か月を休む」 「9～10月を休む」など	「放課後児童クラブ欠席届」を、 <u>休む月の前月末日まで</u> に提出 全休する月の育成料・おやつ代は免除になります。 ※ 欠席届が提出されなかった場合は、その月の利用がなかったとしても、育成料・おやつ代がかかります。
退所する場合	「放課後児童クラブ退所届」を、 <u>退所する月の前月末日まで</u> に提出
住所や家族の状況が変わった場合	「放課後児童クラブ記載事項変更届」を提出
仕事が変わった(辞めた)場合	「放課後児童クラブ記載事項変更届」・「就労(内定)証明書」を提出
減免理由が消滅した	「放課後児童クラブ育成料減免理由消滅書」を提出
児童クラブ利用途中にサッカークラブ等の活動に参加する場合	「クラブ活動等参加届出書」を提出(「6-(4)クラブ活動参加について」を参照)

9. 放課後児童クラブ一覧

名 称	場 所	所在地・電話番号	定 員
半原児童クラブ	半原小学校 1 階教室	愛川町半原 2201 046-281-2010	35人
田代児童クラブ	田代小学校 2 階教室	愛川町田代 500 046-281-0068	35人
高峰児童クラブ	高峰小学校 2 階教室	愛川町三増 767 046-281-0166	35人
中津児童クラブ	中津小学校 敷地内専用施設	愛川町中津 544 046-285-6100	40人
中津第二児童クラブ	中津第二小学校 1 階教室	愛川町春日台 2-9-1 046-285-6634	35人
菅原児童クラブ	菅原小学校 敷地内専用施設	愛川町中津 1103 046-285-6625	40人



【各種書類提出先(受付場所)・お問合せ】

愛川町教育委員会生涯学習課

電話 046-285-6959(直通)

メール shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

* 申請書は町ホームページからもダウンロードできます

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>